

磯辺 6 4 番地区自治会みどりの協定

(この協定の目的)

第1条 この協定は、私達の庭のみどりを豊かにし、やがてこの地区がみどりに包まれた、心のかようところとなり住まいの環境を快適なものとするを目的とします。

(協定の呼び名)

第2条 この協定の呼び名を磯辺64番地自治会みどりの協定(以下「協定」といいます。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の区域(以下「協定区域」といいます。)は、別紙図面の区域とします。

(協定のとり結び)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者〔都市緑地保全法(以下「法律」といいます。)第14条にきめてある土地の所有者等をいいます。(以下「土地の所有者」といいます。)〕がお互に全員の賛成により結びます。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため法律できめてある認可を受けることにします。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者全員の賛成によることとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、土地の所有者の過半数の賛成によることとします。

(植える木について)

第7条 第1条の目的を達成するため植える木について次のとおりきめます。

(一) 植える木の種類と場所

植える木は、私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく付近の環境をよくするのに役立つことも必要なのでそれにあつた木を次から選びそれぞれ1本は、庭などに植えることとします。

イ、 花(または葉)を楽しむ木

ウメ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、アバキ、サザンカ、サンゴジュ、クチナシ、八重桜、モミジ、花モモ、ニシキギ、ザクロ、ハナミズキ、等

ロ、 果実が楽しめる木

カキ、モモ、イチヂク、ビワ、ウメ、アズキ、ミカン(柑橘類)、サクラノボノ木、ポポー、リンゴ、ナシ、ナツメ、クリ、スモモ等

ハ、 鳥が寄ってくる木(小鳥の餌木)

クロガネモチ、ツゲ、ヤツデ、アオキ、ビラカンサス、ウメモドキ、シヤリンバイ、マユミ、ナナカマド等

ニ、 家並みをやわらげる木

イヌマキ、ユヅリハ、グツケイジュ、シイノキ、モチノキ、クロマツ、タイサンボク、クスノキ、ケヤキ、ヒマラヤスギ、マテバシイ、ナラ、カイヅカイブキ等

(ロ) 植えた木を育てるために消毒を年1回以上することとします。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は、10年間としその期間が終る前に土地の所有者の過半数が廃止についての申し出をしなかったときは、更に10年間延長するものとします。

(運営係の設置)

第9条 この協定についての仕事や事務を推進していくため町内会役員の中に担当をきめ年2回以上の話し合いを行うものとします。

2. 役員の中から協定の代表1名と運営係を必要に応じ選ぶものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 とりきめたことがらを実施しない場合は、協定の目的とする範囲内で実施してもらうための要望をします。

2. 前項の要望があったのち3カ月を過ぎても要望があったことを実施しないときは、自治会が別にきめた公平な措置にしたがってもらうものとします。